

令和3年度

埼玉県立鳩ヶ谷高等学校

いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	3
第4 いじめ問題に向けての校内組織	4
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	5
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	6
第7 新型コロナウイルスに係るいじめ対応について	7

はじめに

埼玉県立鳩ヶ谷高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条にもとづき生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために本方針を策定するものである。

参考 (学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

いじめ防止の基本的取組として、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係をつくる。

さらに、自ら命を絶つ事故についてもいじめとの関連性が指摘されることがある。どのようなことがあっても死を選んではいけないという姿勢を教員としてはっきり示し、生命を大切にす指導を強力に推進する。

(1) 教員の言動・姿勢

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導支援する。
- ④ 日常の教育活動を通して常に生徒との信頼関係の醸成に努める。
- ⑤ 日頃の発言や指導において、いじめの発生を許容しない、いじめの土壌をつくらぬ雰囲気作りを行う。

(2) 学級経営

- ① 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ② 生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ③ 生徒一人一人が自己肯定感を感得できるような学級経営を心掛ける。

(3) 学習指導

- ① 分かる授業を行い、学ぶ意欲を持たせ、進路実現に向けて確かな学力を育てる授業を心がける。
- ② 授業改善に努め、生徒一人一人の参加意識を高め、達成感・成就感を味わわせる。

(4) 生徒指導

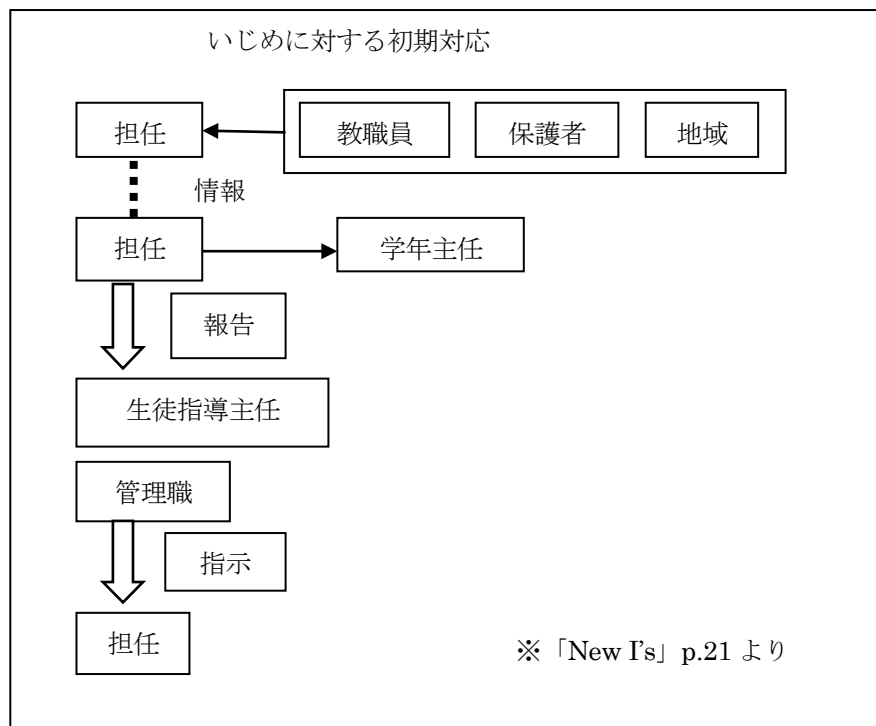
- ① ネットモラル等の啓発のための講演会等を実施し、社会性を向上させる。
- ② 地域からの信頼を得るため、全教育活動を通して公共のマナーを指導する。

第2 いじめ早期発見への取組

いじめの早期発見の基本は、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することである。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) 全教職員は、いつでもいじめに係る相談、連絡を受ける体制を整えておく。
- (2) 全教職員は、朝・帰りのSHRにおける生徒観察をはじめ、全ての教育活動において生徒のささいな変化を見逃さないよう努める。
- (3) 教務部は、6月に三者面談を計画し、担任は、その面談の中で、友人関係のトラブルの有無及びその内容について、保護者とともに確認する。その際、いじめの疑いのある事案が生じた場合は、学年主任及び生徒指導主任に報告する。
- (4) 生徒指導部は、「生徒及び保護者対象のいじめアンケート調査」を年2回（6月、10月）に実施するとともに、担任は、いじめの疑いのある事案を発見した場合には、学年主任及び生徒指導主任に報告する。
- (5) 学年主任は、学年会等において、生徒の状況を報告させ、いじめの有無及びその内容について、情報を共有する。その情報をいじめ防止対策委員会に報告する。
- (6) いじめ防止対策委員会は、報告された情報を全教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、速やかに解決に向けた対応をとる。



第3 いじめ早期解決への取組

いじめの早期解決の基本は、①事実関係の把握、②被害生徒のケア、③加害生徒の指導、④再発を防ぐ教育活動の展開、⑤経過観察することであり、単に、謝罪や責任を形式的に問うことにとどまらず、被害加害両生徒の人格の成長に主眼を置くことが重要である。そのためには、加害被害両生徒を取り巻く学級や学年生徒の理解・協力を得ることは欠かせない。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、県教育委員会と連絡を取り、関係保護者や警察署に緊密に連携して対処する。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) 生徒指導部が中心となり、事実関係を把握し、いじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会において、いじめと判断したときは、事実関係を職員に周知するとともに、各担任は、被害加害両生徒の保護者に事実関係及び学校の取組について伝え、今後の指導や防止に反映させる。
- (3) 入手した情報の中に、他校の生徒が関わるいじめの事実がある場合は、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) いじめ防止対策委員会は、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。
- (5) いじめ防止対策委員会は、教育相談委員会・スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに関わる相談ができるような相談体制を確立する。
- (6) 生徒指導部は、加害生徒への指導内容を職員会議に提案する。
- (7) いじめ防止対策委員会は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- (8) いじめ防止対策委員会は、いじめが収束したのちにも、ある一定期間、被害加害両生徒及び傍観していた生徒の経過観察を行う。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校では、校長の指揮の下全職員の協力体制を確立し、いじめ根絶に向けた組織を以下のとおり設置する。

また、本組織は、県教育委員会と適切に連携するものとする。

【組織名】

いじめ防止対策委員会と称する。

【構成員】

常任する構成員と、個々の事案により参画する非常任の構成員から組織する。

常任する構成員は、校長、教頭、教頭、主幹教諭、教務主任、進路指導主事、生徒指導主任、各学科主任及び各学年主任とする。

非常任の構成員は、関係する学級担任、部活動顧問、養護教諭、教育相談委員長等の教職員とする。

さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・いじめ根絶に係る全ての取組
- ・県教育委員会をはじめ、家庭、地域及び関係機関との密接な連携業務

【開催】

- ・年6回開催する。
- ・ただし、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめを受けた生徒が、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合や精神性の疾患を発症した場合など、もしくは、年間30日を目安とする欠席があった場合や一定期間、連続して欠席しているような場合は、「重大事態」とする。

さらに、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、「重大事態」が発生したものとする。

上記の「重大事態」が発生したとき、本校では以下の対応をとる。

- (1) 本事案について、県教育委員会を通じて、知事に報告する。
- (2) いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) いじめ防止対策委員会は、県教育委員会に要請して、同委員会の構成員に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等を追加することができる。
- (4) いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

インターネットは、情報を簡単に入手、発信できたり、連絡手段としても大変利便性の高い手段である。その反面、インターネットを悪用した、他人への中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる情報の流出が問題となっている。

学校現場においても、不特定多数の生徒が、特定の生徒に対して誹謗・中傷を集中的に行ったり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し、特定の生徒への誹謗・中傷を不特定多数に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』という新しい形のいじめ問題が深刻化してきている。

そこで、本校は、以下の内容に取り組む。

- (1) 全教職員は、生徒の携帯電話やインターネットの利用実態を把握するよう努める。
- (2) 生徒指導部は、ネット問題について、年1回生徒及び保護者を対象とした啓発活動を行う。
- (3) 担任は、LHRや総合的な学習の時間等を活用して、「情報モラル」についてしっかりと教え、生徒にリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
- (4) いじめ防止対策委員会は、県教育委員会と連携して、ネットチェックを行うとともに、発見した場合は、他のいじめと同様に対応する。
- (5) 誹謗・中傷を発見した場合には、被害生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応するとともに、校内の相談体制を整備しておく。

第7 新型コロナウイルスに係るいじめ対応について

新型コロナウイルスに係るいじめが発生した場合は、本校いじめ防止基本方針に準じて対応する。